

2023年3月1日

投資家の皆様へ

BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

**BNYメロン・日本株式ダイナミック戦略ファンド（愛称：臨機応変）
信託約款変更のお知らせ**

拝啓 平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社が委託会社として運用を行っております下記の投資信託におきまして、ファンドの運用をニュートン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社に委託する信託約款の変更を行いましたので、お知らせ申し上げます。

今般の変更は、ファンドの運用の基本方針、運用方法等に実質的な影響を与えるものではありません。また、投資家の皆様にお手続きをお願いするものでもございません。

投資家の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託約款の変更を行うファンドの名称

BNYメロン・日本株式ダイナミック戦略ファンド

2. 変更の内容および変更の理由

ファンドの運用をニュートン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社へ委託する変更を行いました。今般の変更は、BNYメロン・インベストメント・マネジメントの個々の資産クラスの運用力の強化を目指し、弊社の会社分割により日本株式運用に関する事業をニュートン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社へ移転するためのものです。

なお、弊社が受け取る運用管理費用（信託報酬）の中から、ニュートン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社への運用委託にかかる報酬（年率0.462%（税抜0.42%））を支払いますので、上記変更に伴うファンドの運用管理費用（信託報酬）（年率1.914%（税抜1.74%））の変更はございません。

3. 変更日：2023年3月1日

ご不明な点につきましては、お取扱い販売会社またはBNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社(03-6756-4600)*までお問い合わせください。

※受付時間:営業日の午前9時～午後5時

《ご参考》信託約款の新旧対照表

BNYメロン・日本株式ダイナミック戦略ファンド

変更後（新）	変更前（旧）
<p>運用の基本方針</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>運用にあたっては、ニュートン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社に運用の指図に関する権限を委託します。</u></p> <p>⑤、⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>実質的な株式の組入比率の調整にあたっては、ニュートン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社は、日興グローバルラップ株式会社からの投資助言に基づき、実質的な株式の組入比率の調整を行います。</u></p> <p>⑧、⑨ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3. (略)</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>1. (同左)</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①～③ (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>④、⑤ (同左)</p> <p>⑥ <u>実質的な株式の組入比率の調整にあたっては、日興グローバルラップ株式会社より投資助言を受けます。</u></p> <p>⑦、⑧ (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>3. (同左)</p>
<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第17条 <u>委託者（第19条の2に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条から第19条まで、第20条から第30条まで、第34条、第35条および第37条について同じ。）は、信託金を、主として次の本邦通貨表示の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</u></p>	<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第17条 委託者は、信託金を、主として次の本邦通貨表示の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p>
<p>(運用の権限委託)</p> <p>第19条の2 <u>委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。</u></p> <p>商 号：ニュートン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社</p> <p>所 在 地：東京都千代田区</p> <p>委託内容：有価証券等に関する運用指図</p> <p>② <u>委託者は、前項の委託を受けた者が受ける報酬を、第42条第1項に基づいて委託者が受ける報酬から、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の42の率を乗じて得た金額とします。</u></p> <p>③ <u>第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合</u></p>	<p>(新 設)</p>

<p>には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。</p>	
<p>(信託業務の委託等) 第31条 (略) ② (略) ③ (略) 1. ～2. (略) 3. 委託者<u>(第19条の2に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。)</u>のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務 4. (略)</p>	<p>(信託業務の委託等) 第31条 (同左) ② (同左) ③ (同左) 1. ～2. (同左) 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務 4. (同左)</p>

以上